

予算決算審査委員会報告書

平成28年3月25日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 守 井 秀 龍

平成28年3月25日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第70号 平成27年度備前市一般会計補正予算(第9号)	原案可決	なし

予算決算審査委員会記録

招集日時	平成28年3月25日（金）	本会議休憩中		
開議・閉議	午前9時43分	開会	～	午前10時13分 閉会
場所・形態	委員会室A B	会期中(第2回臨時会)の開催		
出席委員	委員長	守井秀龍	副委員長	石原和人
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		鵜川晃匠
		橋本逸夫		津島 誠
		掛谷 繁		川崎輝通
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	有吉隆之	総合政策部長	藤原一徳
	保健福祉部長 兼福祉事務所長	大西武志	教育部長	谷本隆二
	秘書広報課長	藤田政宣	企画課長	佐藤行弘
	財政課長	河井健治	子育て支援課長 兼こども育成課長	今脇誠司
	社会福祉課長	柴垣桂介	教育総務課長	芳田 猛
	生涯学習課長	大道健一		
傍聴者	報道関係	山陽新聞	読売新聞	
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時43分 開会

○守井委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は15名全員です。定足数に達しておりますので、これより予算決算審査委員会を開会します。

それでは、先ほど本会議で付託された議案第70号平成27年度備前市一般会計補正予算（第9号）の審査を行います。

まずは臨時福祉給付金事業について、これは国の事業であります。概要について説明を求めます。

○柴垣社会福祉課長 今回の年金生活者等支援臨時福祉給付金についてですが、今年度一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されることになりました。

支給対象者の要件については、平成27年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、28年度中に65歳以上となる方で、27年度分の住民税が課税されていない、また御自身を税法上扶養している人が課税されていないなどの要件を満たした方が対象となります。支給額は1人について3万円で、詳しくは来月発行の「広報びぜん」4月号等でお知らせをするようにしているので、後ほどごらんいただきたいと思います。申請の受け付け時期については、4月中旬、一応18日を想定し、介護福祉課高齢者福祉係、社会福祉課の窓口などで行うように現在準備を進めています。

○守井委員長 説明が終わりました。

それでは、議案全体で質疑のある方は挙手の上、御発言願います。

○川崎委員 新聞にも出ていたようだが、非課税所得で扶養でないといえ、非課税所得者の低所得者及び年金生活者は多いと思うが、扶養でない、誰の扶養にも入っていないということになると、数は限られるのではないかと。備前市でどれぐらいの人数の方が対象者としているのか。

○柴垣社会福祉課長 今回、予算を組むに当たり想定させていただいたものは、27年度の臨時福祉給付金の支給があった方で、さらに先ほど言ったように、28年度中に65歳以上になられる方、実際支給をして65歳以上になられる方が約4,700人、加えて支給の対象者ではあるが、申請をされていないという方も若干見受けられるのでその方々を約1割分プラスすること、500人ということで総計5,200人程度の対象者を見込むようにしています。ただ、実数はつかんでいません。

○川崎委員 誰の扶養にも入っていない方が5,200人もいるというのは、私意外だと思いが、その中には生活保護者が入っているのか。

○柴垣社会福祉課長 福祉給付金については、生活保護受給世帯の方々は含まれていません。

○川崎委員 ないですね、結構です。

○守井委員長 ほかにございませんか。

○橋本委員 先ほどの議論の中で1点確認をしたいのが、扶養にとっても扶養にとっている

人が住民税非課税であれば、これは交付の支給の対象になるのか。先ほどの説明ではそのように聞こえたが。

○柴垣社会福祉課長 委員お見込みのとおりです。

○守井委員長 ほかにございませんか。

他の関係でも結構です。

○星野委員 16ページの社会教育総務費、備品購入費350万円増は、備前まなび塾における機器整備に係る事業費となっているが、これは何を整備されるつもりか。

○大道生涯学習課長 これは一億総活躍関連の一つで地域未来塾ICT機器整備事業補助金という制度が設けられ、地域公民館等での学習環境を整えるためにネット環境なり機器を整備すれば全額補助を出しますという事業で、今回教育委員会ではこの事業を活用して、中学校で余剰機となるタブレットを備前まなび塾等で活用するため環境を整備するもので、内容は11の公民館に無線通信環境整備、Wi-Fiですね、タブレット保管庫、プリンター及びフィルタリングソフトを整備するものです。

○橋本委員 関連の質問ですが、先ほどの説明では11の公民館と言われたが、350万円でそういったもろもろのことが全部できるのか。それと、ある方に聞けば、タブレット端末が相当余剰機が出るので地域公民館に配布するというか、それで充電の保管庫を設置するというふうに聞いているが、11もの公民館にどれぐらいの量を渡すような格好になるのか、お尋ねします。

○大道生涯学習課長 先ほど申したタブレット保管庫、ルーター、プリンターとか、そういったものは、まなび塾を開催している公民館に全て配置すると。タブレット保管庫については、20台程度のタブレットは保管できるということです。

○橋本委員 余剰機をそこへ持って行くわけでしょ。卒業して数が余るから、余ったものが11カ所の公民館、まなび塾を運営している公民館へ配備するということになる、それぞれどれぐらいの台数になるのかということをお聞きしている。

○大道生涯学習課長 失礼しました。

総計200台の余剰機を見込んでいます。配置についてはそれぞれ塾生の数により応分に対応したいと思っています。

○橋本委員 我々の厚生文教委員会では、28年度からタブレット端末を自宅に持って帰ってもいいようにするという事をお聞きした。そういった場合に、自分が貸与を受けているタブレットをまなび塾へ持ってくるということは考えられていないのか、まなび塾で使うタブレット端末は全て余剰機で賄うのか、そういったところはどうか。

○大道生涯学習課長 学校からの持ち帰りについては、インターネットができないというスタンダードアローン型になります。200台はWi-Fiでつながる環境にはなるが、人数が多ければ不足するという可能性もございますが、その分足らずはタブレットの中での勉強に役立てるものであれば、持ってきていただいて使っていただけたらと思っています。

○掛谷委員 関連ですが、そうしますと、教える、家に持って帰る、学校で勉強する、それは流

れがあるでしょうが、まなび塾というのはまた別なことでやるわけですか。そこで教える人がやはり要るのではないかと。勝手に子供が適当にするという考えではないかと思う。そのときに、講師、支援員というような人は大丈夫ですか。環境をつくった、タブレットを持ってきた、さあどうするということになると思うと教える側のほうは大丈夫かと思うが、いかがお考えか。

○大道生涯学習課長 まなび塾について、支援員のほかに関西福祉大学からの学生とか教育協力隊の導入を行うので、その方々でお願いできたらと考えています。

○掛谷委員 その考えはわかりましたが、まなび塾が開催される時に結局は誰もそういう人はいなかったと。必ずしもタブレットを使ってずっとやるとは限らないが、ぜひきちっとした形で、環境もつくりタブレットもそこに20台ほど置くわけですから、しっかりと対応をやっていたほしいと思う。何か答弁があればお願いします。

○大道生涯学習課長 ありがとうございます。しっかりしていきたいと思えます。

○星野委員 11公民館に整備するということが、公民館ごとに何カ所ずつ整備するのか。1台で公民館全体を網羅できるのか。

[「Wi-Fi環境ですね」と大道生涯学習課長発言する]

はい。

[「教室に対応できるように整備すると」と大道生涯学習課長発言する]

1カ所。

○大道生涯学習課長 1カ所です。

○星野委員 公民館によっては複数の教室でまなび塾を開催しているところもあると思うが、そういうところも1台でカバーできるのか。

○大道生涯学習課長 整備するときに検討したいと思えます。

○尾川委員 今のタブレットの関係で、地区公民館へ配置するということが、そのタブレットの使用が、例えば一般市民がタブレットを勉強するために、公私の問題はあるが、使用できるかどうか、ただまなび塾だけに限定した使用になるのか、その点は。

○大道生涯学習課長 今のところはまなび塾だけということしか考えていません。

○尾川委員 市民センターはパソコンを引き揚げてしまったりうわけだから、その辺はよく現状を見て、ただ置きっ放し、1カ月に何回するか忘れたが、それくらいしか使わないわけだから、有効に使うように工夫してください。

○大道生涯学習課長 はい、今後検討したいと思えます。

○守井委員長 ほかにございませんか。

○尾川委員 特別交付税ですが、ありがたいことで市長の話も、大体減るところがふえてきたということだが、担当者とすればどういう理由で特交がふえたのか、何か根拠があると思うが、どう考えているのか、説明してください。

○河井財政課長 特別交付税については、増要因としては路線バスの市営化、地域おこし協力隊

員の増、こういったものが増加要因になっていると考えています。

○尾川委員 明細というか、バス路線と地域おこしの金額というのはおよそわかるのか。

○河井財政課長 路線バスで申し上げますと、約5,700万円、地域おこし協力隊で申し上げますと、約2,700万円。こういったものが増加要因の一部だと考えています。

○尾川委員 総額増加が1億7,000万円。今8,400万円ほどの数字になったと思うが、あとの要素は来年の特交をもらおうと思えば、いろいろ考えて全部100%ではないと思うが、あとはどのように分析されているのか。

○河井財政課長 特別交付税については、ルール分として今申し上げたバスとか、地域おこし協力隊とかというものがございます。予算上では、9億5,000万円というラインで考えているが、特交を国に要望する段階で今年度については、本市は11億5,000万円という形で要望させていただいています。ただ、国の出口ベースでは全体で、市で申し上げますとマイナスの0.6%という形で、特交全体、国全体で申し上げますとマイナスの0.8%ということになって、若干全体的には下がりぎみである中で特殊要因を見ていただき、今回県下の市町村でも備前市は増加に転じたという結果となっています。

○掛谷委員 14ページの歳出、電算管理費、4,656万円ほど増額、この細部説明はマイナンバー制度の運用に伴いセキュリティーの強化ということで上がっている。これを見ると、一般財源が国・県、本当に一般財源の、市の財源がもう8割ぐらいですか、これは電算システムの改修委託ですが、こんなに備前市が出さなければいけないのか。国の事業だと思うが、どうしてこのようになっていくのか、そこが疑問なので教えてください。

○佐藤企画課長 委員おっしゃられるのは、事業費に対して補助金が少な過ぎるのではないかと御指摘だと思います。この歳入の補助金については、市について一団体当たり1,000万円プラス人口掛ける、人口1人当たり158円を掛けるというルールがございまして、その結果でこの金額が出てきています。補助率2分の1となっています。実際かかる金額についてはそれでは賄い切れないということです。もっとたくさん補助金がいただけるのがありがたいですが、このような金額になったということです。

○掛谷委員 国がそのように決めているので仕方がないが、これはもうおかしいですよ。もっとも市長会とか議長会はどうかわかりませんが、本当に国の勝手といえば自民党も公明党もある意味で与党なのでおかしな話ですが、しっかりと皆さんが要求していかなければならない、そういうものと思っている。しっかりと国へ求めるように強く言うておきます。どうでしょうか。

○佐藤企画課長 委員おっしゃるとおりですので、要望活動してまいりたいと思います。

○川崎委員 そういう流れの中でもう一つ特別交付税、先ほどの8,400万円は路線なり地域協力隊の、残りが1億円弱あるわけです。その中にこういう負担が大きくなるので特別交付税で財源的には賄ってくださいという意味なのか、それとも1億円弱はそれぞれ個別の政策というか、それに対する国の特別交付税としてこういう交付税がおりてきたのか、そこらがもう一つ理解ができないので説明をお願いします。残り8,400万円がマイナンバーのセキュリティー一部

門を換算して1億円弱が来たのか、それともセキュリティーで別枠だと捉えたらいいのかどうか、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○河井財政課長 特別交付税ですが、特別交付税として要望しているものについては、小・中学校の耐震化事業、先ほど申し上げた路線バスの維持事業、防災行政無線の整備事業、下水道特別会計への繰出金、幼保一体施設等整備事業、こういった大きな大規模事業の一般財源部分について要望をしています。要望額としては一般財源で総額で27億円、要望の中にはございまして、その中で特別交付税の交付要望額として11億5,000万円という形で要望させていただいています。

御指摘の電算管理費の一般財源については、特別交付税では算入されていません。

○橋本委員 先ほどの特交の要望と決定、それぞれの事業にこれが幾ら、これが幾らという格好で国が決めて特別交付税を支給してくださるのであれば、その明細を後でよろしいですから見せていただけませんか。別に秘密にすべきことではないでしょう。さっきも口頭ではこれに何千万円、これに何千万円と言われていましたから。備前市で事業費はこれだけ、特交の要望額はこれだけ、決定額はこれだけと、そうすれば一目瞭然でよくわかると思うが、そういったものは性格上出せないのでしょうか。

○河井財政課長 特別交付税を要望している金額についてはございますが、特別交付税がこの件についてこれだけ決定されましたという明細、こういったものは国からいただけない仕組みとなっているので、私どもも要望はしているが、この件について幾ら特別交付税として算入されたというのが具体的に教えていただけないのが現状ですので、御容赦いただけたらと思います。

○橋本委員 そこら辺はわかりましたが、ただ先ほどの説明の中で特別交付税が市営バスの分で5,700万円、地域おこし協力隊で2,700万円、それぞれ増になったと。増になったということは元があってこれだけ増加したということを説明されたと思う。であるならば、元になった金額が幾らかということや、合算すれば幾らになるというような、簡単に計算できるはずですが、それらは議員に教えてはだめというのは国が言われるわけなのか、それともあなた方も全然わからないということなのか。

○河井財政課長 委員御指摘のとおりです。私どもも教えていただけないというのが現状です。

○川崎委員 そういうことでればしかたないですが、先ほどの説明では11億5,000万円を特別交付税で要求している、要望しているという中で、7億2,000万円ということになれば六十数%の形で交付税が返ってきてということを理解していいと思う。となれば、11億5,000万円の要望の内訳を出していただければそれぞれの項目の65%が交付税で来たというふうに理解できれば、今の議論は解決すると理解するが、いかがでしょうか。27億円は一応交付税全体ですか。

○河井財政課長 特別交付税の要望額の一覧表というものはございます。こちらはお出しすることはできるが、具体的にそれぞれの額にどれだけ特別交付税が算入されているかがわからないという状況ですので、御理解いただけたらと思います。

○川崎委員 先ほどの27億円とか11億5,000万円とか言われました。そういうものの内訳を出してください。そうすれば、現実にこの補正で地方交付税が幾らと出てくるわけですから。ぜひ、一覧表を参考に、歳出面だけではなく歳入面についても我々議会も分析をする必要があると思うので、よろしくお願いします。

○守井委員長 いかがですか。提出できますか。

○河井財政課長 はい、準備したいと思います。

○守井委員長 それなら、後日お願いします。

○鶴川委員 特別交付税が上がったということは、私は職員がかなり努力をしているということが見受けられます。特に、備前市の実情を国にしっかりと要望した中でのこの交付税の伸び率が出たと思っています。普通交付税と違うところは、やはり要望しなければ特別交付税は入ってこないということなので、相当の努力があったものと思います。ですから、引き続きこの特別交付税については職員の皆さんの備前市の実情をしっかりと見ていただき、増額に向けて頑張りたい、そのことだけ申し上げておきます。

○守井委員長 回答、よろしいですか。

○尾川委員 今答弁があった、地域おこし協力隊に2,700万円という数字が出たと思うが、その数字の、例えばどの程度その根拠があると、私は何百万円かという1人に対して人件費が3年間とかという払いがあるということになっている、それとはこれはまた普通交付税に入っていて、これは別にプラスアルファとなっているという解釈をしたらいいのか。

○河井財政課長 地域おこし協力隊のほうは特別交付税で措置ということになっているので、普通交付税では算入されていません。ですから、特別交付税の中で算入はされているが、どれだけ地域おこし協力隊の活動費それから報酬、そういったものに特別交付税が算定されたかというものは具体的にわからない状況です。

○守井委員長 ほかにございますか。

○石原副委員長 4ページの繰越明許費、備前焼ミュージアム外構改修事業334万6,000円計上、細部説明にも説明があるが、この金額は、全てが照明設備、工事に係るものと理解しておけばいいのか。

○藤田秘書広報課長 外構工事全体の金額です。外灯の設置工事については一部ということですよ。

○石原副委員長 予算計上時に看板工事は含まれていたと思うが、看板については、今後どう考えているのか。

○藤田秘書広報課長 この繰り越している外構改修工事の内訳を申し上げますと、玄関前のスロープのコンクリートの工事と看板の設置工事、それから現在ある看板の撤去工事、外灯の設置工事の4種類です。

○守井委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切って御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第70号の質疑を終了します。

これより議案70号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第70号の審査を終了します。

それでは、これをもちまして予算決算審査委員会を閉会します。

皆さん、御苦労さまでした。

午前10時13分 閉会